



# 愛媛県報

発行 愛媛県

令和元年9月24日火曜日 第41号

## ◇ 目 次 ◇ 規 則

愛媛県証紙条例施行規則の一部を改正する規則.....（会計課）... 486

## 告 示

急傾斜地崩壊危険区域の指定.....（砂防課）... 486

## 雑 報

（仮称）瀬戸ウィンドヒル建替え事業に係る計画段階環境配慮書及び同要約書の縦覧について.....（環境政策課）... 486

## 正 誤

令和元年8月30日付け第34号愛媛県規則第34号（愛媛県手数料条例の規定による手数料の金額等を定める規則等の一部を改正する規則）中  
.....（私学文書課）... 487

## 規 則

### ○愛媛県規則第17号

愛媛県証紙条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和元年9月24日

愛媛県知事 中村時広

#### 愛媛県証紙条例施行規則の一部を改正する規則

愛媛県証紙条例施行規則（昭和39年愛媛県規則第42号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
（証紙取扱手数料） <b>第9条</b> 県は、売りさばき人が証紙を買い受ける際に、証紙取扱手数料として証紙額面金額の <u>100分の3.3</u> に相当する金額を交付する。	（証紙取扱手数料） <b>第9条</b> 県は、売りさばき人が証紙を買い受ける際に、証紙取扱手数料として証紙額面金額の <u>100分の3.24</u> に相当する金額を交付する。

#### 附 則

この規則は、令和元年10月1日から施行する。

## 告 示

### ○愛媛県告示第543号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

その関係図面は、愛媛県庁並びに関係の地方局土木事務所及び市役所において縦覧に供する。

令和元年9月24日

愛媛県知事 中村時広

中ノ浦（追加）

急傾斜地崩壊危険区域の指定（昭和53年7月愛媛県告示第840号）中ノ浦の項で指定した標柱16号と標柱15号を結んだ線、標柱15号と次に掲げる地番の土地に存する標柱25号から標柱29号までを順次結んだ線及び標柱29号と標柱16号を結んだ線に囲まれた区域

市 町		字	地 番	標 柱
西予市	三瓶町有網代	殿浦	97番	25号
			98番	26号、27号
			136番1	28号
			143番11	29号

## 雑 報

### ○公 告

#### （仮称）瀬戸ウィンドヒル建替え事業に係る計画段階環境配慮書及び同要約書の縦覧について

環境影響評価法（平成9年6月13日法律第81号）第3条の3第1項の規定により、次の対象事業について計画段階環境配慮書（以下「配慮書」という。）を作成したので、「発電所の設置又は変更の

工事の事業に係る計画段階配慮事項の選定並びに当該計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の手法に関する指針、環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針並びに環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令」第13条の規定により、次のとおり公告し、配慮書及びこれを要約した書類（以下「配慮書等」という。）を縦覧に供する。

なお、この配慮書等について、環境の保全の見地からの意見を書面により提出することができる。

令和元年9月24日

株式会社瀬戸ウインドヒル  
代表取締役 藤澤 昌之

- 1 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
  - (1) 名 称 株式会社瀬戸ウインドヒル
  - (2) 代表者 代表取締役 藤澤 昌之
  - (3) 所在地 愛媛県西宇和郡伊方町三机乙4367番地 6
- 2 対象事業の名称、種類及び規模
  - (1) 名 称 (仮称)瀬戸ウインドヒル建替え事業
  - (2) 種 類 風力発電所の設置の工事の事業(陸上)
  - (3) 規 模 最大13,000キロワット程度(予定)
- 3 対象事業の実施想定区域  
愛媛県西宇和郡伊方町
- 4 配慮書等の縦覧場所、期間及び時間
  - (1) 縦覧場所 愛媛県民環境部環境局環境政策課  
伊方町役場本庁舎、瀬戸支所、三崎支所
  - (2) 縦覧期間 令和元年9月24日(火)から令和元年10月24日(木)まで  
(土曜日、日曜日及び「国民の祝日に関する法律」に規定する休日及び閉庁日は除く)
  - (3) 縦覧時間 午前9時から午後5時まで(閉庁時間に準ずる)  
なお、配慮書等の電子版はホームページ(<http://setowindhill.mhi.com/datalist/>)において、令和元年9月24日(火)から令和元年10月24日(木)まで閲覧いただけます。
- 5 配慮書等についての意見書の提出期限及び提出先並びに意見書に記載すべき事項
  - (1) 提出期限 令和元年10月24日(水)まで
  - (2) 提出先 〒220-8401神奈川県横浜市西区みなとみらい三丁目3番1号  
三菱重工横浜ビル21階(三菱重工業(株)風車エンジニアリング&サービス気付)  
株式会社 瀬戸ウインドヒル(担当森、小間)  
電話 045-200-7736
  - (3) 提出方法 郵送(当日消印有効)又は縦覧場所に設置された意見書箱への投函による
  - (4) 意見書に記載すべき事項
    - ア 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所(法人その他の団体にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
    - イ 意見書の提出の対象である配慮書等に記載された対象事業の名称
    - ウ 配慮書等についての環境の保全の見地からの意見(日本語により、意見の理由を含めて記載すること。)

正 誤

○正 誤

令和元8月30日付け第34号愛媛県規則第34号(愛媛県手数料条例の規則による手数料の金額等を定める規則等の一部を改正する規則)中

ページ	箇所	誤	正
359	告示番号	愛媛県規則第34号	愛媛県規則第15号